

戦争裁判を調べる –「戦争犯罪裁判関係資料」(平成 11 年度法務省移管)の概要–

1.作成・移管の経緯

戦争犯罪裁判関係資料は、法務省司法法制調査部(現 大臣官房司法法制部)が、「戦争裁判関係資料収集計画大綱」(後掲、以下「大綱」という。)に基づき、「今次大戦において戦争犯罪を犯したものとして日本人に対してなされた裁判(以下「戦争裁判」という。)に関する資料を調査、収集、整理し、その重要なものを編さん、印刷して、これを後世に残すこと。」(大綱第一条)を目的とし、関係省庁・戦犯・弁護人等裁判関係者から収集、また調査した資料で構成される資料群です。

昭和 27 年(1952 年)4 月 28 日のサンフランシスコ講和条約発効当時、第二次世界大戦後に連合国が日本の重大戦争犯罪人(平和に対する罪を問われた A 級戦争犯罪人、通称「A 級戦犯」)を裁いた極東国際軍事裁判(通称「東京裁判」)の記録は米国が持ち帰り、また各国で開催された BC 級裁判(通例の戦争犯罪：B 級、人道に対する罪：C 級)の記録も、日本国内には残されていませんでした*1。

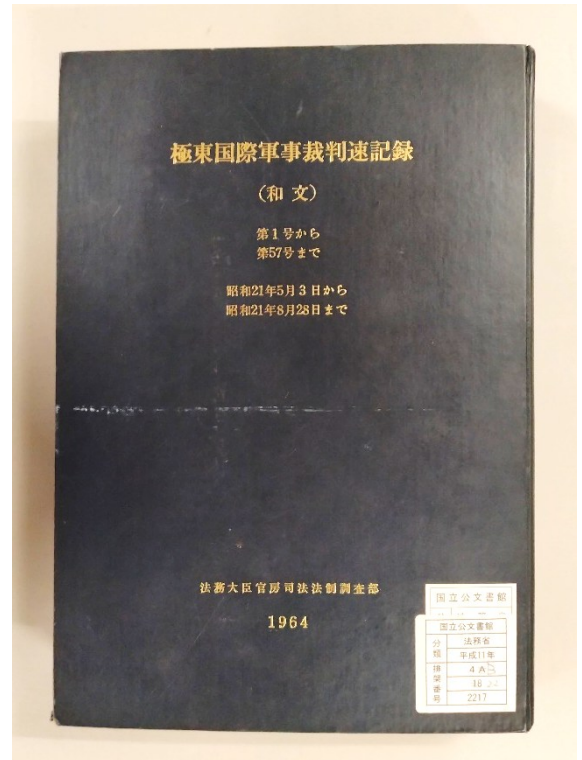
このような状況に対し、厚生省第一復員局(陸軍)・第二復員局(海軍)において戦犯裁判に携わった人々の間から、「このまま何もしないで放っておいては、重要な歴史の一時期が欠落し、空隙ができてしまう、何とかしなくてはならない」との声があがり、戦争受刑者世話会より法務大臣へ申し入れがなされた結果、昭和 29 年(1954 年)11 月、法務省矯正局の事業として関係資料の収集を行うことが決定し、翌昭和 30 年(1955 年)4 月から事業が開始されました*2。

事業開始後、昭和 30 年 12 月に法務省、外務省、厚生省の合同会議が開催され、昭和 31 年(1956 年)9 月 4 日、大綱が省議決定されると、同月 20 日に法務省大臣官房調査課の所管となりました。その後、事業は昭和 33 年(1958 年)に新設された法務省大臣官房司法法制調査部司法法制課に所管替えとなり、当初「七年ないし十年の期間をもって事業を完了する」(大綱第四条)としていた予定より大幅に遅れ、昭和 48 年(1973 年)頃まで続きました*3。

調査終了後、本資料は法務省内に保管されていましたが、平成 11 年度(1999 年度)に法務省から当館に移管されました。

国立公文書館移管後に目録が整備され、平成 14 年度(2002 年)から、利用が開始されました。

〔資料群詳細〕戦争犯罪裁判関係資料：<https://www.digital.archives.go.jp/fonds/2796056>



A 級極東国際軍事裁判速記録(和文)
・昭和 21.5.3~8.28(第 1~57 号)
(平 11 法務 02217100)

2. 資料群の概要

資料の総数は、6,003 件です。

「一、関係ある内外の官庁、民間団体、個人等に対して情報及び資料の提供を求め、資料についての調査リストを作成し、現物入手、複写又は重要関係人物から実情を聴取する等の方法によりその資料を収集する。」（大綱第3条第1項）とあるとおり、各方面から資料の提供を受け、生存者には聞き取りが行われました。

また、「二、収集された資料をA級関係、BC級関係に区別して適当な順序に従って配列整理」（同条第2項）するとの方針に沿って法務省内で整理され、現時点では以下の4つに分類されます。

- 1. A級極東国際軍事裁判記録、速記録、弁護関係資料 1,871 件
(平 11 法務 01889100～03759100)
- 2. BC級マニラ裁判記録，戦争裁判事件調査表，BC級事件ファイル 2,007 件
(平 11 法務 03760100～05766100)
- 3. 厚生省移管資料 544 件
(平 11 法務 05767100～06310100)
- 4. 法務省司法法制調査部研究・調査資料 1,065 件
(平 11 法務 06311100～07375100)

以上のほか、録音テープ、マイクロフィルムが含まれます（516件、平 11 法務 07376100～08093100）。マイクロフィルムと撮影されている資料（紙媒体）との対応は[こちら](#)をご覧ください。

■ 1. A級極東国際軍事裁判記録、速記録、弁護関係資料

弁護人が所持していた資料を中心に収集された、極東国際軍事裁判に関する記録です。

以下の(1)～(4)に分類されます。

(1) 極東国際軍事裁判記録・速記録

{	裁判記録：英文 No.1～171 (平 11 法務 01889100～02040100)	152 件
	同：和文 No.1～171 (平 11 法務 02041100～02216100)	176 件
	速記録：和文 (平 11 法務 02217100～02226100)	10 件
	同：英文 (平 11 法務 02227100～02365100)	139 件

(2) A級の記録関係，日誌，新聞切り抜き等，極東国際軍事裁判資料目録、豊田・田村裁判記録
(平 11 法務 02366100～02567100) 202 件

(3) A級弁護関係資料 (平 11 法務 02568100～03673100) 1,106 件

(4) A級弁護研究資料 (平 11 法務 03674100～03739100) 66 件

(5) ニュールンベルグ裁判関係 (平 11 法務 03740100～03759100) 20 件

このうち、(3)A級弁護関係資料（1,106件）は、法務省において【表1】のとおり整理されています。

【表1】A級弁護関係資料（1,106件）の内訳

類	概要	請求番号	件数
一	弁護団を中心とする法廷の組織、編成等に関する資料	平 11 法務 02568100～02569100	2
二	弁護のための基礎研究に関する資料 (イ) 法律関係 (ロ) 事実関係	平 11 法務 02570100～02707100	138
三	ニュールンベルグ裁判関係資料	平 11 法務 02708100～02725100	18
四	諸動議、申請、請求等に関する資料 (イ) 管轄権動議関係 (ロ) 公訴棄却動議関係、 (ハ) その他	平 11 法務 02726100～02738100	13
五	弁護（証拠）関係資料 (イ) 方針、計画、冒頭陳述関係 (ロ) 書証関係、 (ハ) 口供書、尋問書、陳述書、調書関係、 (ニ) 著書、日誌、手記、覚、報告書、会談録、書簡 関係 (ホ) BC級（俘虜）関係 (ヘ) 最終弁論関係、 (ト) 名簿、索引、目録、諸表、写真、地図関係	平 11 法務 02739100～03621100	883
六	弁護団を中心とする法廷各部門事務連絡および打合関係資料	平 11 法務 03622100～03641100	20
七	再審および米大審院への訴願関係資料	平 11 法務 03642100～03649100	8
八	保護局関係	平 11 法務 03650100～03651100	2
九	英文	平 11 法務 03652100～03653100	2
十	(雑)	平 11 法務 03654100～03655100	2
-	その(1)～その(10)、その1～その8	平 11 法務 03656100～03673100	18
	計		1,106

なお、収集された資料の中で、重複した資料は、昭和45年（1970年）5月に国土館大学へ、同6月に東京大学に譲渡*4されています（「4.関連資料」もご参照ください）。

■ 2. BC級マニラ裁判記録、調査表、BC級事件ファイル

BC級裁判の記録保存のため、関係者から資料を収集、また聞き取りを実施するなどして蓄積された資料群です。作成時期や出所、来歴が異なる資料の集合体となっていることに注意が必要です。

資料は大きく以下のとおり分類できます。

(1) 米軍軍事裁判(マニラ法廷)・裁判記録（平 11 法務 03760100～03816100） 57 件

※平 11 法務 03786100～03788100 は比島軍事裁判・裁判記録

(2) 戦争裁判事件調査票（平 11 法務 03817100～03829100） 13 件

(3) BC級裁判事件ファイル（平 11 法務 03830100～05766100） 1,937 件

このうち、(3)BC級裁判事件ファイルは、裁判国と裁判地+事件番号で整理されています（【表2】参照）。こちらに含まれる個別事件の検索方法については、「3 資料の利用・検索方法」をご参照ください。

また、BC級裁判関係の資料収集については、「（1）国外にある裁判記録の収集を促進すること。ただし、その具体的方法については、当該記録保有国の態度とにらみあわせて決定すること」（「戦争裁判関係資料収集計画大綱（昭和三一年九月四日省議決定）の実施について」（後掲）とされているように、国外にある裁判記録の収集が進められたものの、当時の記録保有国（つまり裁判実施国）との関係により資料の多寡があり、ソビエト連邦で行われた裁判記録はありません。

【表2】BC級裁判事件ファイル（1,937件）の内訳

裁判国（裁判地）	請求番号	件数
アメリカ裁判関係 （横浜、グアム、マニラ）	平 11 法務 03830100～04343100	514
イギリス裁判関係 （シンガポール、ジョホールバル、クアラルンプール、タイピ ン、アロルスター、香港、ラブアン、ジュッセルトン、ビルマ）	平 11 法務 04344100～04612100	269
オーストラリア裁判関係 （ラバウル、ラブアン、香港、シンガポール、ウエワク、ポー ト・ダーウィン、マヌス、アンボン・モロタイ）	平 11 法務 04613100～04840100	228
オランダ裁判関係 （バタビア、メダン、タンジョンピナン、ポンチャナック、バンジエ ルマシン、バリックパパン、マカッサル、クーパン、アンボン、 メナド、モロタイ、ホーランドディア）	平 11 法務 04841100～05282100	442
フィリピン裁判関係 （マニラ）	平 11 法務 05283100～05365100	83
フランス裁判関係 （サイゴン）	平 11 法務 05366100～05405100	40
中華民国裁判関係 （漢口、北京、広東、瀋陽、南京、済南、徐州、上海、 台北、太原）	平 11 法務 05406100～05766100	361
計		1,937

■ 3. 厚生省移管資料（A級裁判，BC級裁判，復員援護関係等資料）

陸海軍省が自主裁判構想の下、連合国の追求が及ぶ前に自ら事件を調査・収集した資料や、厚生省第一復員局（陸軍）・第二復員局（海軍）による裁判の現状、進行把握、復員、援護のために作成された資料です*5。戦争裁判関係資料収集事業が法務省の所管となった際、これらの資料も法務省へ移管されました。在外部隊状況速報綴など 544 件（平 11 法務 05767100～06310100）で構成されます。

■ 4. 法務省司法法制調査部研究・調査資料，各裁判国別参考資料，戦争受刑者世話会関係

法務省司法法制調査部において、戦争関係資料を収集・整理していく中で作成・蓄積された資料です。BC級戦犯裁判事件ファイルの索引ともなる概見表（後述）、戦争犯罪裁判概史など 1,065 件（平 11 法務 06311100～07375100）で構成されます。

3. 資料の利用・検索方法

(1) 資料の利用方法

国立公文書館デジタルアーカイブ（以下、「DA」という。）で目録を公開しています。なお、一部については、既に DA 上で画像を公開しています。

DA 上に画像が公開されておらず、「利用制限の区分等」が「公開」または「部分公開」となっているものは、当日閲覧室での簡易閲覧申込みにより、利用が可能です（原本または閲覧用代替物）。

「要審査」となっているものは審査を要します。詳しくは当館ホームページ「利用請求する」をご覧ください。

当館ホームページ>ご利用案内>来館して利用する方へ>利用請求する：

<https://www.archives.go.jp/guide/riyouseikyuu.html>

なお、「利用制限の区分等」が「部分公開」となっている場合、審査時から時が経過している場合は、利用請求を行うことにより、公開の範囲が拡大する可能性があります。

(2) 資料の検索方法

BC 級裁判事件ファイルに含まれる個々の裁判記録を探す場合は、まずは概見表（【表 3】概見表一覧を参照）を閲覧の上、該当する簿冊を特定し、利用請求（または簡易閲覧申込み）を行ってください。

【表 3】概見表一覧

簿冊標題	請求番号	備考
米国戦争犯罪裁判概見表	平 11 法務 07126100	アメリカ裁判関係
英国戦争犯罪裁判概見表	平 11 法務 07128100	イギリス裁判関係
豪洲戦争犯罪裁判概見表	平 11 法務 07129100	オーストラリア裁判関係
和蘭戦争犯罪裁判概見表	平 11 法務 07130100	オランダ裁判関係
比国戦争犯罪裁判概見表	平 11 法務 07132100	フィリピン裁判関係
仏国戦争犯罪裁判概見表	平 11 法務 07134100	フランス裁判関係
中国戦争犯罪裁判概見表	平 11 法務 07135100	中華民国裁判関係

4. 関連資料

当館には本資料群のほか、以下の資料群を収蔵しています。

資料群名	件数
極東軍事裁判関係（昭和 49 年度宮内庁移管） 〔資料群詳細〕 https://www.digital.archives.go.jp/fonds/2314764	23,865 件
巣鴨刑務所関係資料（平成 11 年度法務省矯正局移管） 〔資料群詳細〕 https://www.digital.archives.go.jp/fonds/984649	1,712 件
戦争犯罪人赦免関係資料（平成 12 年度法務省保護局移管） 〔資料群詳細〕 https://www.digital.archives.go.jp/fonds/984651	180 件
陸軍法務関係文書（平成 28～30 年度厚生労働省移管） 〔資料群詳細〕 https://www.digital.archives.go.jp/fonds/4676311	461 件

また、司法法制調査部顧問を務めた横溝光暉関係文書の中にも、関係資料が残っています。

〔資料群詳細〕 横溝光暉関係文書：<https://www.digital.archives.go.jp/fonds/3863993>

なお、当館の他にも、外務省外交史料館、国立国会図書館憲政資料室、東京大学社会科学研究所、早稲田大学図書館、国土館大学図書館に関連する資料が保存されています。

5.その他

大綱に「収集された資料のうち重要なものは、これを編さんし、必要に応じ印刷配布する。」（大綱第3条第3項）とされているとおり、法務省大臣官房司法法制調査部にて以下のものが編纂されています。

タイトル	出版年	備考
『戦争犯罪裁判関係法令集 第Ⅰ巻』	1963	国立国会図書館デジタルコレクションにあり (送信サービスで閲覧可)
『戦争犯罪裁判関係法令集 第Ⅱ巻』	1965	〃
『戦争犯罪裁判関係法令集 第Ⅲ巻』	1967	〃
『R・H・ジャクソン報告書－1945年6月から8月までのロンドンにおける軍事裁判に関する国際会議－』	1965	〃
『国際刑法上の国家機関の責任』上・下巻	1969	〃
『戦犯釈放史要』 同 附属資料	1967	平 11 法務 06414100 附属資料：平 1 1 法務 06415100
『巢鴨における戦犯行刑概史』（その1～15）	1969	平 11 法務 06391100～06405100
『戦争裁判記録関係資料目録』	1966	平 11 法務 07195100
『戦争裁判記録関係資料目録』	1973	平 11 法務 07196100
『A級極東国際軍事裁判資料目録』	1971	平 11 法務 02408100
『戦争犯罪裁判概史要』	1973	平 11 法務 06334100

【註】

- * 1：「A級」「B級」「C級」とは、国際軍事裁判所憲章第6条において、a項：平和に対する罪（＝A級犯罪）、b項：通例の戦争犯罪（＝B級犯罪）、c項：人道に対する罪（＝C級犯罪）と区分されたもの。
- * 2：豊田隈雄『戦争裁判余録』（泰生社、1986.8、P.460-482）。
- * 3：同上
- * 4：豊田前掲書、P476。
- * 5：大江洋代「歴史公文書に含まれる個人情報の公開についての一考察－国立公文書館法務省移管戦犯関係資料のうちBC級戦犯関係資料を事例として－」（国立公文書館『平成21年度公文書館専門職員養成課程修了研究論文集』2010）、大江洋代・金田敏昌「国立公文書館所蔵『戦争犯罪裁判関係資料』の形成過程とBC級戦争裁判研究の可能性」（『歴史学研究』第930号,2015.2）

（掲載日 2025.10.7）

（最終更新日 2026.2.27）

戦争裁判関係資料収集計画大綱（昭和三一・九・四省議決定）

一 目的

今次大戦において戦争犯罪を犯したものととして日本人に対してなされた裁判（以下「戦争裁判」という。）に関する資料を調査、収集、整理し、その重要なものを編さん、印刷して、これらを後世に残すこと。

二 方針

裁判を受けた者、その裁判手続及び裁判の結果を中心として、起訴前の被疑者としての取扱状況、刑の執行状況等をも調査し、その資料を収集、整理、編さんする。

なお、戦争裁判に関する裁判外の資料、意見、論説等をもできる限り調査、収集する。

三 計画

1 関係ある内外の官庁、民間団体、個人等に対して情報及び資料の提供につき協力を求め、資料についての調査リストを作成し、原物入手、複写又は重要関係人物から実情を聴取する等の方法によりその資料を収集する。なお、外国文については、必要部分を翻訳する。

2 収集された資料をA級関係、B・C級関係に区別して適当な順序に従って配列整理し、必要に応じその内容を検討する。

3 収集された資料のうち重要なものは、これを編さんし、必要に応じ印刷配布する。

4 右の資料の調査、収集、整理等については、学識経験者等の協力をも求めるものとする。

四 組織及び予算

法律専門家を中心とする専従職員相当数（十人前後）を配置した戦争裁判調査室（仮称）を設け、七年ないし十年の期間をもつて事業を完了する。また、重要事項について意見を求め、かつ、その協力を得るため、顧問、参与を置き、なお戦争裁判資料調査審議会（仮称）を設置する。

予算としては、職員に支給すべき給与のほか、謝金、旅費、資料購入費、翻訳料、賃金、印刷費その他の庁費等を必要とする。

昭和三十六年十月三日
戦争裁判関係資料計画大綱（昭和三一年九月四日省議決定）の実施について

一、実施方針について

(一) 基本 収集計画大綱（昭三一・九・四省議決定）において定められた目的の範囲を逸脱しないこと。したがって、資料の収集、整理（重要なものについて編さん、印刷）にとどめ、その批判検討はすべきでない。また、そのようなことはできない。

(二) 資料の収集 B・C級関係については、モデルケースを選定して収集を行なうこと。裁判手続その他裁判自体に関する資料の収集が中心であり、裁判外の資料等の収集は、余力のある範囲で行なう第二義的な目的であることを確認すること。

(三) 資料の整理 収集した資料を、後世の研究の材料として使用され得るように整理するのが目的であることを確認すること。計画大綱は、収集した資料がなんらかの特定の目的に使用されることを予定しているものではないから、どのような研究目的に利用されてもよいような無色透明な態度で整理をしておかなければならない。たとえば、後世この資料が歴史の研究に利用され、結果として本収集が昭和史の研究にたらなることとなつたとしても、本収集事業自体は、これを目的としているわけではない。

目録、索引の作成は、当然行なわれなければならない。しかし、その作成方法は、なんらかの特定の目的に使用されることを予定するものであつてはならない。

資料の整理保存については、純粋に編さんの域にとどめ、解説あるいは意見を附するということとはするべきではない。計画大綱によれば、「重要なものを編さん、印刷」するのは、「後世に残す」一方法として、すなわち保存の一方法として考えられていることが明らかであるから、意見あるいはこれに近い解説を附することは計画大綱の目的の範囲外のことである。

二、実施計画について

(一) A級関係について

(1) 面接調査の計画表を作成し、必要な期間について見とおしをつけ、その計画表にもとづいて着々実行すること。

(2) 朝日新聞社所持の資料の収集を促進すること。

(3) 資料整理の計画表を作成し必要な期間について見とおしをつけその計画表にもとづいて着々実行すること。

(二) B・C級関係について

(1) 国外にある裁判記録の収集を促進すること。ただし、その具体的方法については、当該記録保有国の態度とにらみあわせて決定すること。

(2) モデルケースの選定基準を早急に確定しその基準にもとづいて、具体的にケースを選定し、当該ケースについての資料の収集整理に作業計画を集中すること。

(3) (2) についての作業計画表を早急に作成し、必要な期間について見とおしをつけ、その計画表にもとづいて着々実行すること。

〔出典〕「戦犯裁判研究 戦争裁判関係資料収集計画大綱 戦争裁判法的研究要領」寄贈 01654100